

鯨ヶ沢町たばこ税の税率

1 旧3級品以外の製造たばこ

期 間	税率 (1,000 本あたり)
平成 30 年 4 月 1 日現在～平成 30 年 9 月 30 日	5,262 円
平成 30 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日	5,692 円
平成 32 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日	6,122 円
平成 33 年 10 月 1 日～	6,552 円

2 旧3級品の紙巻たばこ

(銘柄:わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット)

期 間	税率 (1,000 本あたり)
平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日	4,000 円
平成 31 年 10 月 1 日～	5,692 円

※平成 31 年 4 月 1 日に行われる予定であった旧 3 級品の紙巻きたばこに係る税率の引上げは、平成 31 年 10 月 1 日に行われることとされ、税率も変更されました。

3 手持ち品課税

「手持ち品課税」とは、たばこの小売販売業者等が、税率引上げ日の午前 0 時現在において、1 の税率改正時においては旧 3 級品以外の製造たばこ 2 万本以上を販売のために所持する場合、2 の税率改正時においては旧 3 級品の紙巻たばこ 5,000 本以上を販売のために所持する場合に、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ相当分を課税するものです。

詳しくは、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

なお、手持ち品課税の対象となるたばこ販売業者の方には、必要書類が送付されます。